

## 京都都市計画地区計画の変更（向日市決定）

都市計画向日町競輪場地区地区計画を次のように変更する。

|                                     |                            |  |
|-------------------------------------|----------------------------|--|
| 名 称                                 | 向日町競輪場地区地区計画               |  |
| 位 置                                 | 向日市寺戸町西ノ段・天狗塚の各一部          |  |
| 面 積                                 | 約 5. 7 ha                  |  |
| 区域<br>の整備<br>・開発<br>及び<br>保全<br>の方針 | 地区計画の目標                    | 当地区は、本市のほぼ中央部に位置し、昭和 25 年から競輪場が立地している。<br>この地区を市民に親しまれた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用を図るとともに、周辺の住居環境の調和を図る。 |
|                                     | 土地利用の方針                    | 競輪場施設の集約化を図り、オープンスペースや緑地、屋内スポーツ施設等を適切に配置することにより、周辺と調和した娯楽・レクリエーション地区を形成する。                               |
|                                     | 地区施設の整備方針                  | 都市計画道路御陵山崎線・伏見向日町線を骨格とし、自動車の円滑な処理と、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、南側の住宅の環境を確保するため、広場及び緑地等を設ける。                     |
|                                     | 建築物等の整備方針                  | 向日市娯楽・レクリエーション地区建築条例に基づき建築物の誘導を行うとともに、良好な景観形成を図るため、緑化を重視し、壁面の位置の制限を行う。                                   |
| 地区<br>整備<br>計画                      | 地区施設の配置及び規模                | 広場（緑地・遊歩道含む） 約 5, 000 m <sup>2</sup><br>ただし、広場は、駐輪場等の構造物の面積を除く   |
|                                     | 建築物等に<br>関する事項<br>壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならない。<br>ただし、市長が公共公益上必要な建築物でやむを得ないと認めたものについては除く。                    |
|                                     | かき又はさくの構造の制限               | 道路に面する側のかき又はさくの構造は生垣によるものとする。この場合、フェンス、高さ 60 cm 以内のレンガ積み・石積及びこれに類するものの併設は妨げない。                           |

「地区計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図に示すとおり。」

理由 周辺の居住環境との調和を現行計画より促進するため、地区計画を変更する。